

第13章 集合住宅等の各戸検針

第 13 章 集合住宅等の各戸検針

1. 各戸検針，各戸徴収のできる集合住宅	1
1. 1 住宅の形態	1
1. 2 集合住宅の導管設備（給水設備）	1
1. 3 取扱手続	1
2. 設 計	1
3. 設 備	2
3. 1 給水管及び給水用具	2
3. 2 平型メーター	2
3. 3 遠隔指示装置付水道メーター	2
3. 4 集中検針盤（遠隔指示装置付メーター）	2
4. 施 工	2
4. 1 管の支持又は固定	2
4. 2 平型メーター及び遠隔指示装置付水道メーターの設置基準	3
5. 各戸メーターの維持管理	4
5. 1 平型メーター及び遠隔指示装置付水道メーターについて	4
6. 契約の方法	4

第 13 章 集合住宅等の各戸検針

マンション等の集合住宅は、一般住宅のように各戸に水道メーターが設置されているのではなく、一個の基メーター（親メーター）で全戸の使用水量を計量して水道料金を算出している。

このことから、上下水道局では、集合住宅の所有者の皆さんが上下水道局で定める水道メーターの設置基準に適合した水道メーターを設置することにより、一般住宅と同じような取扱いで上下水道局が各戸に設置している水道メーターを計量し、各戸ごとに水道料金等を算出し徴収するものである。

集合住宅等の各戸検針及び水道料金等の各戸徴収に伴う設置取扱い要領

各戸検針及び各戸徴収に伴う設置取扱いは以下のとおりとする。

1. 各戸検針，各戸徴収のできる集合住宅

上下水道局が、各戸検針，各戸徴収を行う集合住宅とは、次のような内容がととのっている集合住宅を対象とする。

1. 1 住宅の形態

住宅は専用住宅及び店舗，事務所等の併用住宅で受水槽方式で給水している建物。（賃貸であるか分譲であるかは問わない。）

1. 2 集合住宅の導管設備（給水設備）

- (1) 受水槽があること。
- (2) 集合住宅等の各戸導管設備は、それぞれが独立していること。
- (3) 各戸に取付ける水道メーター（以下「各戸メーター」という。）は、上下水道局で定めた平型メーター又は遠隔指示装置付メーターであること。
- (4) 共用使用水道（集会所，散水用，受水槽清掃用）にも水道メーターが取付けられていること。
- (5) 導管設備（給水設備）の構造及び給水用具が上下水道局の定める基準に適合していること。

1. 3 取扱手続

「集合住宅等の各戸検針及び水道料金等の各戸徴収に関する取扱要綱」により，設置者又は所有者から委任を受けた宇都宮市指定給水装置工事事業者より給水装置工事として申込みものとする。

2. 設 計

設計に当たっては，集合住宅等の各戸検針及び水道料金等の各戸徴収に関する取扱要綱，遠隔指示装置付水道メーターの設置基準，給水装置設計施行基準によるものとする。

3. 設 備

3. 1 給水管及び給水用具

各戸メーターにいたるまでの給水管及び給水用具は給水装置設計施行基準第4章に準じて行う。

3. 2 平型メーター

- (1) 計量関係法令等に適合し、検定に合格したもの。
- (2) メーターは必ず防寒装置（メーター本体及び周囲）を取付けること。
- (3) メーターのネジ山数は上下水道局の指示とする。
- (4) メーター設置前に局の検収を受け、メーター番号の収受、シール貼付けを行う。

3. 3 遠隔指示装置付水道メーター

- (1) 計量関係法令等に適合し、検定に合格したもの。
- (2) 遠隔指示装置付水道メーターの設置基準に合致したもの。
- (3) 発信器は記憶装置付リモートメーター3線式で、伝送線により指示値を発信及び受信のできるものであること。（メーターのネジ山数は上下水道局の指示とする）
- (4) メーター本体と発信器が分離できる構造であり、高感度メーターとする。
- (5) メーターは必ず防寒装置（メーター本体及び周囲）を取付けること。
- (6) 遠隔指示装置付メーターとは、局の定めた記憶装置付リモートメーターをいう。
- (7) メーター設置前に局の検収を受け、メーター番号の収受、シール貼付けを行う。

3. 4 集中検針盤（遠隔指示装置付メーター）

- (1) 集中検針盤は、一棟一個を基本とする。
- (2) 集中検針盤は、押釦操作により選択されたメーターの測定値を直読できる構造であること。
- (3) 集中検針盤は自動呼出し装置付きとする。
- (4) 表示部分は、押釦等の簡単な操作により、その異常をチェックできるもの。（チェッカー内臓）
- (5) 異常検出機能装置を取付け、配線の異常や、操作ミスがチェックできるもの。
- (6) 防湿構造とする。

4. 施 工

給水装置設計施行基準、集合住宅等の各戸検針及び水道料金等の各戸徴収に関する取扱要綱に準じて行うもののほか、次に掲げるところによるものとする。

4. 1 管の支持又は固定

管の支持間隔は、次に掲げるところによるものとする

区 分	管 口 径	支 持 間 隔
立 て 管	各口径（鋼 管）	各階1ヵ所以上
横 走 管	各口径（鋼 管）	2.0m以内1ヵ所

（建設大臣官房長官官繕部監修機械設備工事共通仕様書 平成元年度）より抜粋

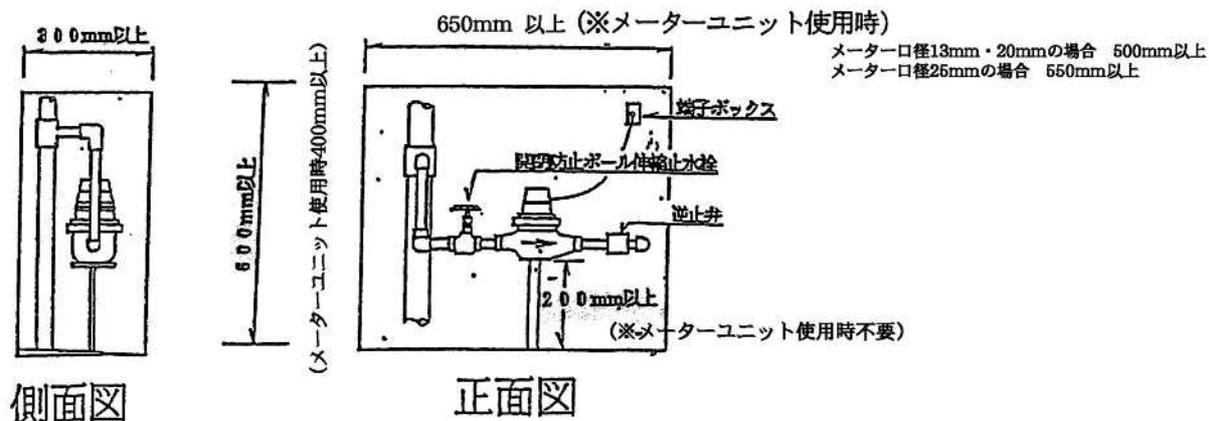
4. 2 平型メーター及び遠隔指示装置付水道メーターの設置基準

(1) パイプシャフト

- ア. 共用通路から容易に点検できる場所とする。
- イ. メーター室等は、メーター交換等の作業を容易にするため幅65cm以上（メーターユニットを使用する場合、メーター口径13mm・20mmの場合には幅50cm以上、メーター口径25mmの場合には55cm以上）、奥行30cm以上、高さ60cm以上（メーターユニットを使用する場合は、高さ40cm以上）の空間を確保する。
- ウ. 床面は防水施行とし、且つ、廊下側に排水できる勾配をつける。
- エ. 全面隠蔽を原則とし、全面には開閉できる扉（幅50cm以上）を設ける。

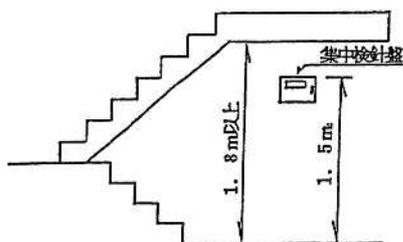
(2) 平型メーター及びリモートメーター

- ア. パイプシャフト内に設置することを原則とする。
- イ. 上流側には、開閉防止ボール伸縮止水栓を設けるものとする。
- ウ. 下流側には、逆止弁を設けるものとする。
- エ. メーターの底部が床上20cm以上になるよう架台を設ける。
- オ. メーター廻りの配管は、耐震を考慮しエルボ4個以上使用する。
- カ. 設置方法は、次の図によるものとする。



(3) 集中検針盤の設置場所（遠隔指示装置付メーター使用）

- ア. 1階の階段壁面に設置し，直射日光の当たる場所，塵埃の多い場所，有毒ガスの発生する場所を避ける。
- イ. いつでも検針できる位置とする。
- ウ. 周囲には点検，検針等に支障をきたすようなものを置かない。
- エ. 設置方法は，次の図によるものとする。



5. 各戸メーターの維持管理

5. 1 平型メーター及び遠隔指示装置付水道メーターについて

（メーターの寄附を受けて局で維持管理）

- ア. 3-2 平型メーターの使用に合致したもの。
- イ. 3-3 遠隔指示装置付水道メーターの使用に合致したもの

6. 契約の方法

集合住宅の各戸検針及び水道料金等の各戸徴収に関する契約書に基づき契約する。

添付書類

1. 総代人選定届
2. 導管設備修繕工事業者選定届
3. 指示装置維持管理業者選定届
4. 配管及び配線図
5. その他管理者が必要とする書類

附 則

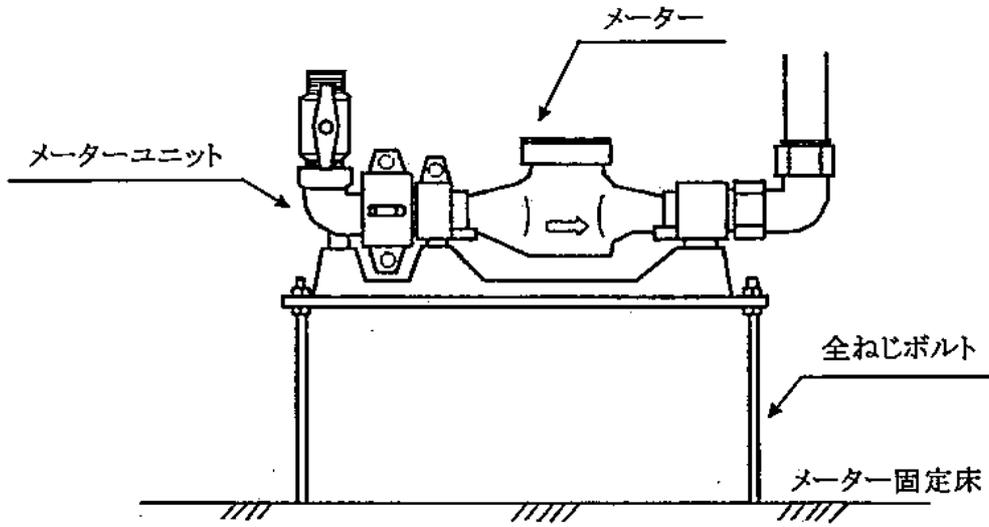
平成17年6月1日改正

パイプシャフト用

メーターユニット施工上の留意事項

- ① 給水装置の構造及び材質の基準を満足するものとする
- ② メーターユニットメーターは、圧着式の構造とし「メーターユニット仕様書」に基づくもの（口径 13mm～25mm）を使用し設置すること
- ③ メーターユニットは、メーターが水平となるよう設置すること
- ④ メーターユニットの上流側又は下流側には、フレキシブル管を使用すること
- ⑤ 減圧弁を設置する場合は、メーターユニット下流に設置し、取替等のメンテナンスが容易に行えるものを使用する。
- ⑥ 逆止弁はメーターの下流側に設置すること
- ⑦ メーターは給水栓より低位かつ水平に設置すること。メーター周りの確保する空間は図 1 のとおりとする
- ⑧ メーター周りの配管は、図 1 を標準とする
- ⑨ メーター前後には計量に影響を及ぼすような器具を設置しないこと
- ⑩ パイプシャフト内では、他の配管、機器などにより検針及びメーターの取替えに支障のないようにする
- ⑪ メーターは極力パイプシャフト開口部の中央付近に設置すること
- ⑫ メーターが凍結されるおそれがある場合、凍結防止用の保温カバーを設置すること
- ⑬ メーターユニットをアンカーボルトで床に固定する際には、防振ゴム等を使用し、ユニットを直接床面に密着させない。
- ⑭ 受水槽式給水から直結式給水の改造工事又は受水槽式給水の各戸検針の改造工事において、パイプシャフトのメーターユニット装置のスペースが確保できないなどの場合は別途協議する。

メーターユニットの設置例



メーターユニットの設置例

パイプシャフトのメーター周りの標準配管（金属管の場合）

パイプシャフトのメーター周りの標準配管（金属管の場合）

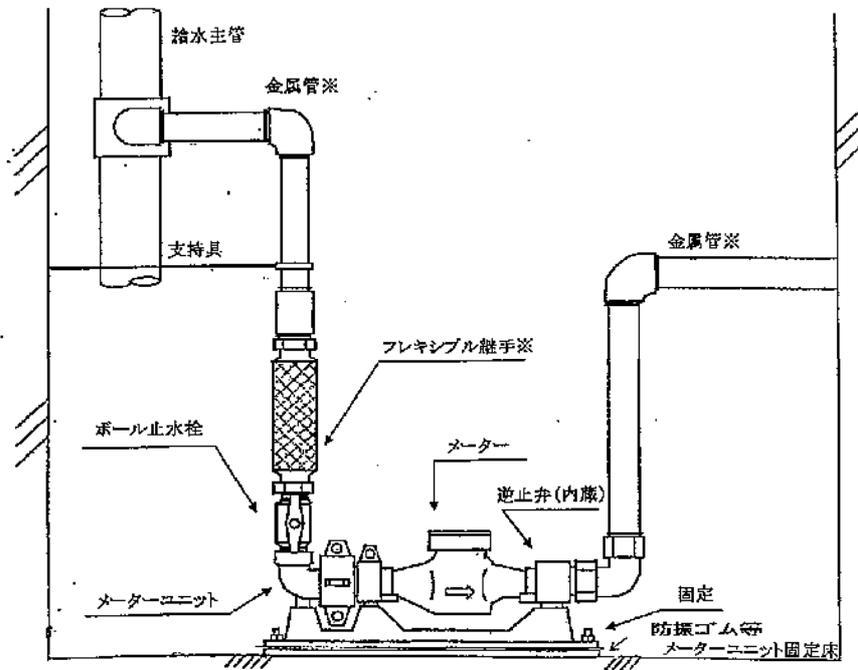
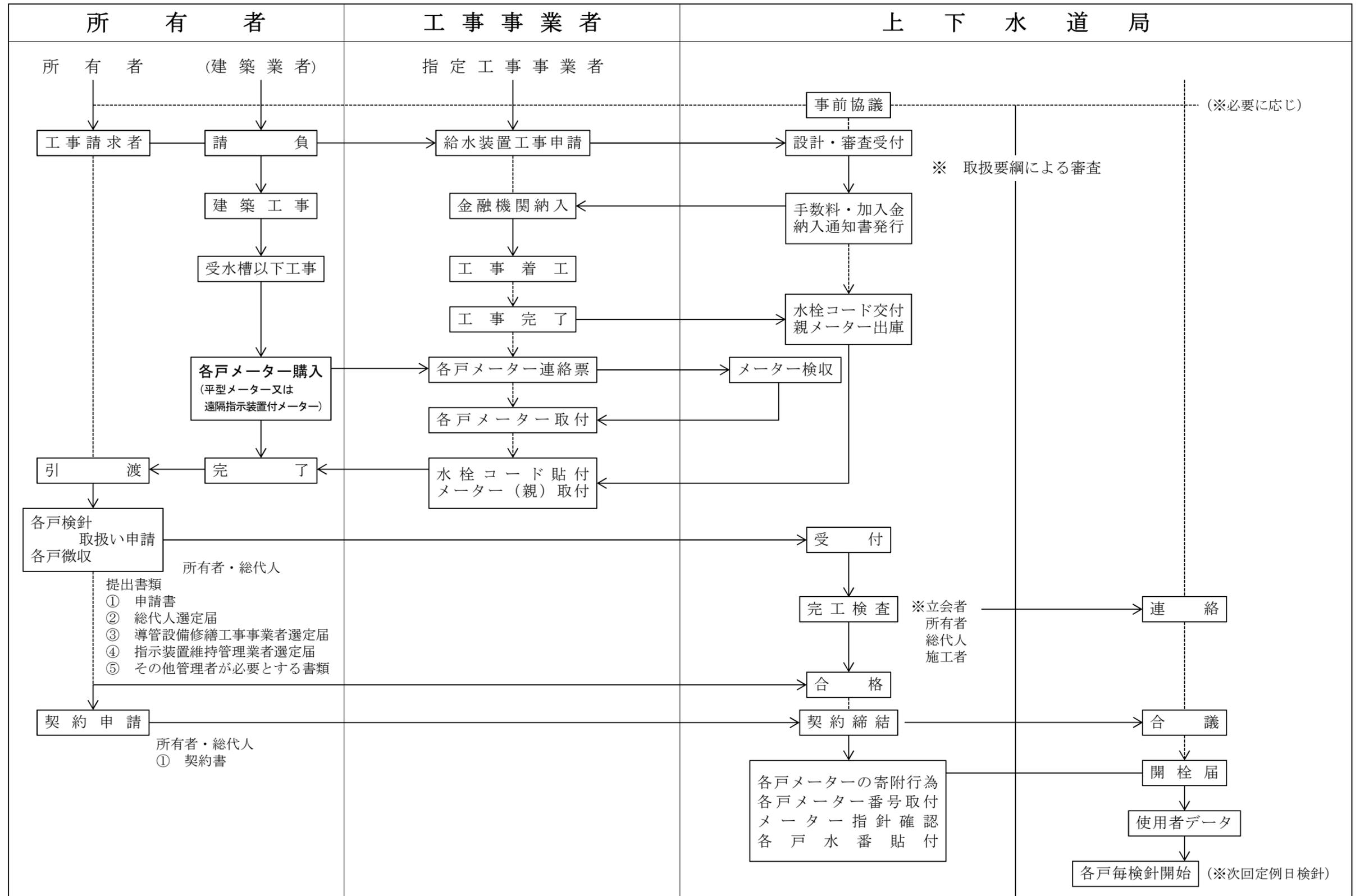


図-1

図-1

集合住宅取扱い申請・許可について



集合住宅等の各戸検針及び水道料金等の各戸徴収に関する取扱要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、専用住宅及び併用住宅に供されている建築物（以下「集合住宅等」という。）において、受水槽給水方法により給水する設備（以下「導管設備」という。）で給水を受けている者（以下「使用者」という。）にかかる水道メーターの各戸検針及び水道料金、下水道使用料（以下「水道料金等」という。）の各戸徴収の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(適用の条件)

第2条 この要綱を適用する集合住宅等は、次の各号に掲げる要件に適合したものでなければならない。

- (1) 各戸の導管設備はそれぞれ独立したものであること。
- (2) 各戸に取付ける水道メーター（以下「各戸メーター」という。）は宇都宮市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の定めた平型メーター又は遠隔指示装置付水道メーターであること。
- (3) その他、宇都宮市上下水道局給水装置設計施行基準に準じていること。

(申 請)

第3条 各戸検針及び水道料金等の各戸徴収の取扱いを受けようとするとき、集合住宅等の所有者（法人及び分譲集合住宅の管理人又は管理組合の理事を含む以下「所有者」という。）は別に定める申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて管理者に申請しなければならない。

2 前項の申請には、次の各号にかかげる書類を添付しなければならない。

- (1) 総代人選定届（様式第3号）
- (2) 導管設備修繕工事業者選定届（様式第4号）
- (3) 指示装置維持管理業者選定届（様式第5号）（遠隔指示装置付水道メーターを設置する場合）
- (4) 配管図及び配線図
- (5) その他管理者が必要とする書類

(審 査)

第4条 管理者は、前条による申請があったときは、その要件について審査し必要な指示を行うことができる。

(契 約)

第5条 管理者は、審査の結果要件に適合すると認めたときは別に定める契約書（様式第6号及び第7号）により所有者と各戸検針及び水道料金等の各戸徴収に関する契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。

(契約の解除)

第6条 管理者は、契約の相手方が契約の条項に違反し、勧告してもなお、それが是正されないときは契約を解除することができる。

2 前項の規程により解除した場合において、契約の相手方に損害が生ずることがあっても管理者はその責を負わない。

(導管設備の維持管理)

第7条 導管設備は、水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項及び宇都宮市水道事業給水条例（昭和33年条例第21号）第3条第1項第1号の規定による給水装置でないので、各戸メーターを除く装置の維持管理及び水質の保全は所有者において行わなければならない。

- 2 導管設備の維持管理を行うため、所有者は宇都宮市指定給水装置工事事業者（以下「工事事業者」という。）と保守契約し管理者に届け出なければならない。
- 3 遠隔指示装置付水道メーターにあつては、受信装置（以下「指示装置等」という。）の機能維持するため施行業者と維持管理の契約をして管理者に届け出なければならない。
- 4 管理者は、必要があると認めたときは随時導管設備を検査し、又は適当な措置を指示することが出来る。

(各戸メーターの寄附)

第8条 所有者は、契約と同時に各戸メーターを管理者に寄附するものとし、その後の各戸メーターの維持管理は管理者が行うものとする。ただし、寄附された日から1年間は「かし」期間とし、この間に生じた故障（かし及び所有者の責任によるもの）は、所有者が補修する。

(検針及び水道料金等徴収方法)

第9条 各戸メーターを検針し、その使用量により水道料金等を算定して各戸に請求する。

- 2 水道料金等の算定については、各戸メーターの口径による。
- 3 水道料金等の徴収方法は、口座振替扱いとする。
- 4 水道料金等が未納のときは、別に定める「未収金整理事務要領」により各戸別に給水を停止することが出来る。

(差水量)

第10条 管理者は、給水装置に設置された水道メーター（以下「基メーター」という。）と各戸メーターの使用水量の総和が10%を超える差水量で基メーターの多いときに限りその超えた部分について料金算定を行う。

- 2 前項差水量の水道料金等は所有者の負担とする。
- 3 所有者は、受水槽、高置水槽等の清掃に使用する場合にはあらかじめ使用する日時を連絡し、その都度水道料金等を精算するものとする。
- 4 前各項水道料金等の算定は、各戸メーターの口径を適用する。

(総代人の選定)

第11条 所有者は、集合住宅等の契約に付随する事務を円滑に行うため、総代人を選定して管理者に届け出なければならない。

- 2 賃貸住宅にあつては、所有者又は所有者により委任を受けた集合住宅等の居住者の中から総代人を選定する。
- 3 分譲住宅にあつては、（建物区分所有に関する法律（昭和37年法律第69号）の適用を受ける建物であるときは、区分所有者から選定された）管理人また管理組合員の中から総代人を選定する。

(契約内容の周知)

第12条 所有者は、契約内容その他必要事項について管理者の事業遂行に支障のないよう総代人及び使用者に対して周知徹底し問題が生じたときは、責任をもって解決に努めなければならない。

(総代人の取扱い事務)

第13条 総代人は、次の各号の事務を取扱うものとする。

- (1) 集合住宅等にかかる給水栓及び基メーターと各戸メーターの差水量にかかる水道料金等の納入に関すること。
- (2) 使用者により使用開始の申込みを受けたときはメーターの指針を確認のうえ開栓し、その旨を管理者に届出すること。
- (3) 使用者より使用中止の申込みを受けたときは、速やかにメーターの指針及び転居先等を確認のうえ閉栓し管理者に届出をすること。
- (4) 使用者に名義変更等の異動があるときは、その旨を管理者に届出すること。
- (5) 水道料金等の未納者があるときは、第9条第4項による通知に基づき、使用者に対し早期に納入を促すこと。
- (6) 休止精算及び無断転居等の未納分に対しては、責任をもって完納すること。
- (7) その他、管理者の事務の取次等に関すること。

(届出)

第14条 所有者は、次の各号に該当するときはあらかじめ管理者に届出をし承認を受けなければならない。

- (1) 所有者に変更があったとき
- (2) 総代人に変更があったとき。
- (3) 工事事業者に変更があったとき。
- (4) 指示装置の維持管理業者に変更があったとき。
- (5) 導管設備を変更しようとするとき。

(規程準用)

第15条 第9条、第10条及び第11条に規定する事務処理について、この要綱に定めるもの除き宇都宮市水道事業給水条例及び同施行規程を準用する。

(定めのない事項の取扱い)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は管理者が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成3年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

- 2 「共同住宅における水道メーターの各戸検針及び水道料金等の各戸徴収に関する取扱い要綱」(昭和48年4月1日制定)は廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行日前に旧要綱に基づき各戸検針及び水道料金等の各戸徴収を実施している導管設備及びメーターにかかる取扱いは、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この要綱の施行日前に所有者において設置した戸別メーターで使用有効期間が4年以上有するものは、期間満了までに管理者の定めた遠隔指示装置付メーターに改善することを誓約(様式第8号)をしたものについては各戸検針及び水道料金等の各戸徴収を行うことができる。また、施行日前に建築確認中の建物も同様の取扱いとする。

(適用除外)

- 5 要件に適合する建物であっても所有者が水道料金等を滞納している場合は、この要綱は適用しない。

附 則

平成10年9月1日一部改定する。

附 則

平成17年6月1日一部改定する。

(表紙)

各戸検針整第〇〇〇号

集合住宅等の各戸検針及び 水道料金等の各戸徴収に関する契約書

集合住宅名称 〇〇〇〇〇

申請者 〇〇 〇〇

施工 〇〇〇〇〇

※側面についても同様とする

集合住宅等の各戸検針及び水道料金等の各戸徴収申請書

令和 年 月 日

(あて先)

宇都宮市上下水道事業管理者

申請者	賃貸住宅	所有者住所		
		(フリガナ) 氏名		電話 () —
	分譲マンション	所有者の代表住所		
		(フリガナ) 氏名		電話 () —
総代人	住所			
	(フリガナ) 氏名		電話 () —	

下記の集合住宅等に係る各戸検針及び水道料金等の各戸徴収の取扱いを申込みます。

集合住宅名称					お客様番号		
所在地	丁目 番 号 町 番地			所有区分	賃貸 分譲 その他		
住宅戸数及び店舗数 (各戸メーター内訳)	住 宅		店 舗 (事務所含む)		共 用 使 用 水 栓		計
	総戸数	入 居 戸 数	総戸数	入 居 戸 数	有	無	総戸数 入 居 戸 数
	戸	戸	戸	戸	戸 (栓)		戸 戸

収 設	受 計	第 号	お 客 様 番 号	工 事 受 付 セ ン タ ー 所 長	工 事 受 付 セ ン タ ー 副 所 長	接 続 工 事 受 付 係 長	担 当
年		月	日				
指定工事（住所） 事業者（商号又は名称）				備 考 検査してよろしいか伺います。 検査予定日 令和 年 月 日			
検査結果 月 日 検査の結果、実施の条件に（適合・不適合）と認められるので、左記申込について（契約・保留）することとしてよろしいか。 令和 年 月 日							
工 事 受 付 セ ン タ ー 所 長	工 事 受 付 セ ン タ ー 副 所 長	接 続 工 事 受 付 係 長	担 当	契 約 年 月 日	備 考	公 印	
				年 月 日			
改善指示事項							
再検査結果 月 日再検査の結果、上記事項について改善されておりますので、契約してよろしいか。 令和 年 月 日							
工 事 受 付 セ ン タ ー 所 長	工 事 受 付 セ ン タ ー 副 所 長	接 続 工 事 受 付 係 長	担 当	契 約 年 月 日	備 考	公 印	
				年 月 日			
備 考							

(様式第2号)

所有者変更届

(あて先)

宇都宮市上下水道事業管理者

所有者又は代表者

住 所 _____

(フリガナ)

氏 名 _____

電話番号 () -

下記集合住宅等に係る各戸検針及び水道料金等の各戸徴収について、所有者を変更しましたので届出いたします。

集合住宅等 名称 所在地	宇都宮市	丁目	番	号
新所有者	住 所		部屋番号	
	氏 名			
	電話番号 () -			
旧所有者	住 所		部屋番号	
	氏 名			
	電話番号 () -			
変更年月日	令和	年	月	日

備 考

(様式第3号)

総代人選定（変更）届

(あて先)

宇都宮市上下水道事業管理者

所有者又は代表者

住 所 _____

(フリガナ)

氏 名 _____

電話番号 () -

下記集合住宅等に係る各戸検針及び水道料金等の各戸徴収について、下記の者を総代人に
(選定, 変更) しましたので届出いたします。

集合住宅等 名称 所在地	宇都宮市	丁目	番	号
新 総 代 人	住 所			部屋番号
	氏 名			
	電話番号 () -			
旧 総 代 人	住 所			部屋番号
	氏 名			
	電話番号 () -			
選定・変更 年 月 日	令和	年	月	日

備 考

(様式第4号)

導管設備修繕工事業者選定(変更)届

令和 年 月 日

(あて先)

宇都宮市上下水道事業管理者

所有者又は代表者

住 所 _____

(フリガナ)

氏 名 _____

下記集合住宅等に係る導管設備の維持管理を行うため、宇都宮市指定給水装置工事業者と契約しましたのでお届けいたします。

集合住宅等	所在地 名 称	宇都宮市	丁目	番 号
			町	番地
導管設備 管理業者	住 所 商号又は名称 代表者氏名	宇都宮市	丁目	番 号
			町	番地
			電 話 ()	—
契約年月日	令和 年 月 日			
添付書類	保守契約書写			

備 考

(様式第5号)

指示装置維持管理業者選定（変更）届

令和 年 月 日

(あて先)

宇都宮市上下水道事業管理者

所有者又は代表者

住 所 _____

(フリガナ)

氏 名 _____

下記の集合住宅等に係る遠隔指示装置付メーターの伝導線及び、集中検針盤等の正常な機能を維持するため、施工業者と維持管理契約をいたしましたのでお届けいたします。

集合住宅等	所在地 名 称	宇都宮市	丁目	番 号
			町	番地
遠隔指示装置付 メーターの 指示装置等の 管理業者	住 所 商号又は名称 代表者氏名	宇都宮市	丁目	番 号
			町	番地
			電 話 ()	—
契約年月日	令和 年 月 日			
添付書類	維持管理契約書写			

備 考

(様式第6号)

(平型メーター用)

集合住宅等の各戸検針及び水道料金等の各戸徴収に関する契約書

宇都宮市と所有者及び総代人は、所有者が所有する宇都宮市の集合住宅等の各戸検針及び水道料金、下水道使用料金（以下「水道料金等」という。）の各戸徴収に関して次の条項により契約を締結する。

(水質の保全及び給水設備の維持管理)

第1条 受水槽以下の水質保全及び給水設備の修繕、その他維持管理を所有者又は総代人の責任において行うものとする。

2 前項により給水設備の事故発生に速やかに対応するため修繕業者（宇都宮市指定給水装置工事事業者）と保守契約を締結し宇都宮市に届けなければならない。

(水道メーターの設置)

第2条 所有者は、各戸に取付ける水道メーター（以下「各戸メーター」という。）は、宇都宮市が定めた平型メーターを設置するものとする。

(各戸メーターの寄附)

第3条 所有者は、契約と同時に各戸メーターを宇都宮市に寄附するものとし、その後の各戸メーターの維持管理は宇都宮市が行うものとする。

ただし、寄附された日から1年間は「かし」期間とし、この間に生じた故障は所有者が補修をする。

(各戸メーターの検針)

第4条 宇都宮市は各戸メーターを検針し、各戸使用者に水道料金等を請求するものとする。

2 前項各戸メーターの故障により、使用水量が不明のときは、前使用水量等を勘案し認定する。

(水道料金等の算定)

第5条 水道料金等の算定は、宇都宮市水道事業給水条例（以下「条例」という。）第29条及び宇都宮市下水道条例（以下「下水道条例」という。）第15条の規定による。

(差水量の徴収)

第6条 給水装置に設置された水道メーター（以下「基メーター」という。）と各戸メーターの使用水量の総和が10%を超える差水量で基メーターの多いときに限りその超えた水量について料金算定を行う。

2 前項差水量の水道料金等は、所有者の負担とする。

3 総代人は、受水槽、高置水槽等の清掃に使用する場合には、あらかじめ使用する日時を連絡し、その都度水道料金等を精算するものとする。

4 前各項の水道料金等の算定は、各戸メーター口径を適用する。

(水道料金等の徴収及び方法)

第7条 宇都宮市は、第6条で算定された水道料金等は、各戸の使用者から徴収する。

- 2 前条の規定により算定した水道料金等は、総代人から徴収し各戸使用者が連帯して責任を負うものとする。
- 3 前各項に定めた水道料金等の徴収方法は、宇都宮市の指定した金融機関の口座振替制とする。ただし、宇都宮市が事情やむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

(総代人の取扱事務)

第8条 総代人は、次の各号の事務を取扱うものとする。

- (1) 差水量にかかる水道料金等の納入に関すること。
- (2) 入居者から使用開始の申込みを受けたときは、メーターの指針を確認のうえ開栓し、その旨を宇都宮市に届け出をすること。
- (3) 使用者から使用中止の申込みを受けたときは、すみやかにメーター指針及び転居先等を確認のうえ閉栓し、宇都宮市に届け出をすること。
- (4) 使用者に名義変更等の異動があったときは、その都度宇都宮市に届け出をすること。
- (5) 水道料金等の未納者があるときは、第9条第1号による通知に基づき使用者に対して早期に納入をうながすこと。
- (6) 休止精算及び無断転居等の未納分に対しては、責任をもって完納すること。
- (7) その他宇都宮市の事務の取次等に関すること。

(未納に対する措置)

第9条 宇都宮市は、水道料金等が納入期限までに納入されていないときは、次の各号に定める措置を行うものとする。

- (1) 使用者に対し督促をしたにもかかわらず、納入されないときは、総代人にその旨を通知する。
- (2) 総代人に通知したにもかかわらず、なお納入されないときは、未納使用者又は集合住宅に対し完納するまで給水を停止する。
- (3) 条例第42条及びこの契約に定めた事項に違反した行為がなされたときは、その理由が継続する間給水を停止する。
- (4) 前各号に基づき給水停止がなされたことにより、所有者又は使用者に損害が発生しても宇都宮市はその責任を負わないものとし、宇都宮市に損害を与えたときは、これを賠償する責を負うものとする。

(届 出)

第10条 所有者又は総代人は、次の号に該当するときは、あらかじめ宇都宮市に届け出をし承認を受けなければならない。

- (1) 所有者に変更があったとき。
- (2) 総代人に変更があったとき。
- (3) 導管設備修繕工事業者に変更があったとき。
- (4) 導管設備を変更しようとするとき。
- (5) その他、契約内容を変更しようとするとき。

(苦情処理)

第11条 所有者又は総代人は、集合住宅等の共用部分の使用水量及び水道料金等若しくは導管設備について使用者から苦情を受けたときは、すみやかに処理するものとする。

(周知及び協力)

第12条 所有者又は総代人は、各使用者に対しこの契約の内容を周知徹底させ宇都宮市の業務が円滑に処理出来るよう協力しなければならない。

(契約の解除)

第13条 宇都宮市は、所有者又は総代人がこの契約の条項に違反し、その旨を勧告してもなお是正しないときは、この契約を解除することが出来る。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、所有者に損害が生じることがあっても宇都宮市はその責任を負わない。

(契約外の事例)

第14条 この契約に定めがない事項については、条例及び同施行規程並びに下水道条例及び同施行規程、その他規定により宇都宮市が別に定める。

(契約の有効期限)

第15条 この契約の有効期限は令和 年 月 日から令和 年 月 日までとするほか、直結給水へ切換え完了までとする。ただし、上記契約期間満了前1ヶ月までに宇都宮市及び所有者いずれからも異議の申し立てがないときは、この期間はさらに1年延長するものとし、その後において期間が満了したときも同様とする。
この契約の証しとして、次の書類を添えて契約書3通を作成し、各1通を保有する。

添付書類

1. 総代人選定届
2. 導管設備修繕工事業者選定届
3. 配管図
4. その他管理者が必要とする書類

令和 年 月 日

宇都宮市 住所 宇都宮市河原町1番41号

氏名 宇都宮市上下水道事業管理者

印

所有者 住所

氏名

印

総代人 住所

氏名

印

(様式第7号)

(遠隔指示装置付水道メーター用)

集合住宅等の各戸検針及び水道料金等の各戸徴収に関する契約書

宇都宮市と所有者及び総代人は、所有者が所有する宇都宮市 の集合住宅等の各戸検針及び水道料金、下水道使用料（以下「水道料金等」という。）の各戸徴収に関して次の条項により契約を締結する。

(水質の保全及び給水設備の維持管理)

第1条 受水槽以下の水質保全及び給水設備の修繕、その他維持管理を所有者又は総代人の責任において行うものとする。

2 前項により給水設備の事故発生に速やかに対応するため修繕業者（宇都宮市指定給水装置工事業者）と保守契約を締結し宇都宮市に届け出なければならない。

(水道メーターの設置)

第2条 所有者は、各戸に取付ける水道メーター（以下「各戸メーター」という。）は、宇都宮市が定めた遠隔指示装置付水道メーターであること。

(各戸メーター及び発信器の寄附)

第3条 所有者は、契約と同時に各戸メーター及びの発信器（以下「発信器」という。）を宇都宮市に寄附するものとし、その後発信器の維持管理は宇都宮市が行うものとする。

ただし、寄附された日から1年間は「かし」期間とし、この間に生じた故障は、所有者が補修する。

(各戸メーター受信器の管理)

第4条 所有者は、各戸メーターの受信器（以下「指示装置」という。）の機能を維持するため施工業者と維持管理契約を締結し宇都宮市に届け出をしなければならない。

2 総代人は、指示装置等が常に正常に作動するよう管理し少なくとも年1回以上定期的に点検し、その結果を文書をもって宇都宮市に報告しなければならない。

(各戸メーターの検針)

第5条 宇都宮市は、各戸メーターを検針し、各戸使用者に水道料金等を請求するものとする。

2 前項各戸メーターの故障により、使用水量が不明のときは、前使用水量等を勘案し認定する。

(水道料金等の算定)

第6条 水道料金等の算定は、宇都宮市水道事業給水条例（以下「条例」という。）第29条及び宇都宮市下水道条例（以下「下水道条例」という。）第15条の規定による。

(差水量の徴収)

第7条 給水装置に設置された水道メーター（以下「基メーター」という。）と各戸メーターの使用水量の総和が10%を超える差水量で基メーターの多いときに限りその超えた水量について料金算定を行う。

2 前項差水量の水道料金等は、所有者の負担とする。

3 総代人は、受水槽、高置水槽等の清掃に使用する場合にはあらかじめ使用する日時を連絡し、その都度水道料金等を精算するものとする。

4 前各項の水道料金等の算定は、各戸メーター口径を適用する。

(水道料金等の徴収及び方法)

第8条 宇都宮市は、第6条で算定された水道料金等は、各戸の使用者から徴収する。

2 前条の規定により算定した水道料金等は、総代人から徴収し各戸使用者が連帯して責任を負うものとする。

3 前各項に定めた水道料金等の徴収方法は、宇都宮市の指定した金融機関の口座振替制とする。ただし、宇都宮市が事情やむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

(総代人の取扱事務)

第9条 総代人は、次の各号の事務を取扱うものとする。

- (1) 差水量にかかる水道料金等の納入に関すること。
- (2) 入居者から使用開始の申込みを受けたときは、メーターの指針を確認のうえ開栓し、その旨を宇都宮市に届け出をすること。
- (3) 使用者から使用中止の申込みを受けたときは、すみやかにメーター指針及び転居先等を確認のうえ閉栓し、宇都宮市に届け出をすること。
- (4) 使用者に名義変更等の異動があったときは、その都度宇都宮市に届け出をすること。
- (5) 水道料金等の未納者があるときは、第10条第1号による通知に基づき使用者に対して早期に納入をうながすこと。
- (6) 休止清算及び無断転居等の未納分に対しては、責任をもって完納すること。
- (7) その他宇都宮市の事務の取次等に関すること。

(未納に対する措置)

第10条 宇都宮市は、水道料金等が納入期限までに納入されないときは、次の各号に定める措置を行うものとする。

- (1) 使用者に対し督促をしたにもかかわらず、納入されないときは、総代人にその旨を通知する。
- (2) 総代人に通知したにもかかわらず、なお納入されないときは、未納使用者又は集合住宅に対し完納するまで給水を停止する。
- (3) 条例第42条及びこの契約に定めた事項に違反した行為がなされたときは、その理由が継続する間給水を停止する。
- (4) 前各号に基づき給水停止がなされたことにより、所有者又は使用者に損害が発生しても宇都宮市はその責任を負わないものとし、宇都宮市に損害を与えたときは、これを賠償する責を負うものとする。

(届 出)

第11条 所有者又は総代人は、次の各号に該当するときは、あらかじめ宇都宮市に届け出をし承認を受けなければならない。

- (1) 所有者に変更があったとき
- (2) 総代人に変更があったとき。
- (3) 導管設備修繕工事業者に変更があったとき。
- (4) 指示装置維持管理業者に変更があったとき。

- (5) 導管設備を変更しようとするとき。
- (6) その他、契約内容を変更しようとするとき。

(苦情処理)

第12条 所有者又は総代人は、集合住宅等の共用部分の使用水量及び水道料金等若しくは導管設備について使用者から苦情を受けたときは、すみやかに処理するものとする。

(周知及び協力)

第13条 所有者又は総代人は、各使用者に対しこの契約の内容を周知徹底させ宇都宮市の業務が円滑に処理出来るよう協力しなければならない。

(契約の解除)

第14条 宇都宮市は、所有者又は総代人がこの契約の条項に違反し、その旨を勧告してもなお是正しないときは、この契約を解除することが出来る。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、所有者に損害が生じることがあっても宇都宮市はその責任を負わない。

(契約外の事例)

第15条 この条項に定めない事項については、条例及び同施行規程並びに下水道条例及び同施行規程、その他規程により宇都宮市が別に定める。

(契約の有効期限)

第16条 この契約の有効期限は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとするほか、直結給水切替え完了までとする。

ただし、上記契約期間満了前1ヶ月までに宇都宮市及び所有者いずれからも異議の申し立てがないときは、この期間はさらに1年延長するものとし、その後において期間が満了したときも同様とする。

この契約の証しとして、次の書類を添えて契約書3通を作成し各1通を保有する。

添付書類

1. 総代人選定届
2. 導管設備修繕工事業者選定届
3. 指示装置維持管理業者選定届
4. 配管図及び配線図
5. その他管理者が必要とする書類

令和 年 月 日

宇都宮市 住所 宇都宮市河原町1番41号

氏名 宇都宮市上下水道事業管理者

印

所有者 住所

氏名

印

総代人 住所

氏名

印

令和 年 月 日

(あて先)

宇都宮市上下水道事業管理者

申込者

住 所

氏 名

水道メーター寄附申込書

設置場所

上記場所に設置した、下記水道メーター（平型・遠隔指示装置付）は、集合住宅等の各戸検針及び水道料金等の各戸徴収に関する取扱要綱第8条により、寄附を申込みます。

ただし、寄附された日から1年間は「かし」期間とし、この間に生じた故障は申込者において補修いたします。

記

水道メーター

型 式

口 径

数 量

当該財産の設備費用内訳表

品 名	数 量	単 位	単 価	金 額
合 計				

各戸検針整第 号

集合住宅等の各戸検針整理台帳

設 置 場 所									
施 工 年 月 日									
申 請 者	賃 貸 住 宅	所 有 者 住 所 名 氏			電 話 () -				
	分 譲 マ ン シ ョ ン	所 有 者 の 代 表 住 所 名 氏			電 話 () -				
連 絡 先		住 氏 所 名			電 話 () -				
集 合 住 宅 名 称						お 客 様 番 号			
施 工 者	建 築	住 代 表 者 氏 所 名			電 話 () -				
	導 管 設 備	住 代 表 者 氏 所 名			電 話 () -				
	指 示 装 置	住 代 表 者 氏 所 名			電 話 () -				
導 管 設 備 修 繕 工 事 業 者		住 代 表 者 氏 所 名			電 話 () -				
指 示 装 置 維 持 管 理 業 者		住 代 表 者 氏 所 名			電 話 () -				
住 宅 戸 数 及 び 店 舗 数	住 宅		店 舗 (事 務 所 含 む)		共 用 使 用 水 栓		計		
	総 戸 数 戸	入 居 戸 数 戸	総 戸 数 戸	入 居 戸 数 戸	有 戸	無	総 戸 数 戸	入 居 戸 数 戸	
計 量 方 法	親 メ ー タ ー	口 径 mm			メ ー タ ー	メ ー カ ー 名 型 式			
	各 戸 メ ー タ ー	住 宅 個	店 舗 等 個	共 用 個	器 種 集 中 検 針 盤 器 種	メ ー カ ー 名 型 式			
受 水 槽		型 式			有 効 容 量				
					m ³ (槽 式)				
高 置 水 槽		型 式			有 効 容 量				
					m ³				
ポ ン プ 設 備		吐 出 口 径		揚 水 量		ポ ン プ 台 数			
		mm				台			
備 考									

集合住宅等の各戸検針及び水道料金等の
各戸徴収における新規メーター登録連絡票

No. _____

収 受 設 計	第 号	設 置 場 所			
		所 有 者 住 所 氏 名			
工 事 事 業 者		電 話 () -			
		集 合 住 宅 名 称			
口 径	メーター番号	検 満 年 月	購 入 年 月	メーター型式	メーターメーカー
		令和 年 月	令和 年 月	平型メーター 遠隔指示式	
〃		〃	〃	〃	〃
〃		〃	〃	〃	〃
〃		〃	〃	〃	〃
〃		〃	〃	〃	〃
〃		〃	〃	〃	〃
〃		〃	〃	〃	〃
〃		〃	〃	〃	〃
〃		〃	〃	〃	〃
〃		〃	〃	〃	〃
〃		〃	〃	〃	〃
〃		〃	〃	〃	〃
〃		〃	〃	〃	〃

- (注) ① メーター番号は一個づつ番号を記入する。
 ② メーター型式は該当する方を○で囲むこと。

4 F	室 番 号	mm	階段	mm	mm	階段	mm
	メーター口径						
	水 番						
	メーター番号						
	メーター指針						
使 用 者							
3 F	室 番 号	mm	階段	mm	mm	階段	mm
	メーター口径						
	水 番						
	メーター番号						
	メーター指針						
使 用 者							
2 F	室 番 号	mm	階段	mm	mm	階段	mm
	メーター口径						
	水 番						
	メーター番号						
	メーター指針						
使 用 者							
1 F	室 番 号	mm	階段	mm	mm	階段	mm
	メーター口径						
	水 番						
	メーター番号						
	メーター指針						
使 用 者							

号棟一覧表

室 番 号	号 棟
メーター口径	mm
水 番	
メーター番号	
メーター指針	
使 用 者	共 用

共用メーター	mm
水 番	
メーター番号	
メーター指針	

親メーター	mm
メーター番号	号
受 水 槽	(有効 . t)
高 置 水 槽	(有効 . t)
水 番	